

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 4 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室

自立相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について（周知）

平素より、生活困窮者自立支援制度の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき市町村が行うこととされている障害者相談支援事業について、税務上の取扱いを誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

具体的には、社会福祉法（昭和 25 年法律第 45 号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされているところ、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に理解されておらず、当該事業を社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税として取り扱っていた事例がございました。

上記を踏まえ、同じく相談支援事業である生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者自立支援事業及びその他法に基づき福祉事務所設置自治体を実施する事業における社会福祉法上の取扱い等について、下記のとおり周知いたしますので、各都道府県・市町村におかれては十分御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

記

1. 自立相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

法第 5 条第 1 項を根拠として福祉事務所設置自治体が行う自立相談支援事業については、社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、法に基づき福祉事務所設置自治体が実施する以下の事業についても、同様に社会福祉事業には該当しないこと。

- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 子どもの学習・生活支援事業
- ・ 法第7条第2項第3号に掲げる事業

なお、法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業については、社会福祉法第2条第4項第4号に規定する場合（定員が10名に満たない場合）を除き、同条第3項に規定する第二種社会福祉事業に該当すること。

2. 自立相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

法に基づく事業のうち、認定生活困窮者就労訓練事業（生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1第7号口により消費税が非課税とされているが、自立相談支援事業及びその他法に基づき福祉事務所設置自治体を実施する事業については、上記1のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

別添1 事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」（令和5年10月4日。こども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 相談支援係
内野、川久保、蔦谷、高橋
電話 03-5253-1111 （内線 2231）
夜間 03-3595-2615
FAX 03-3592-1459